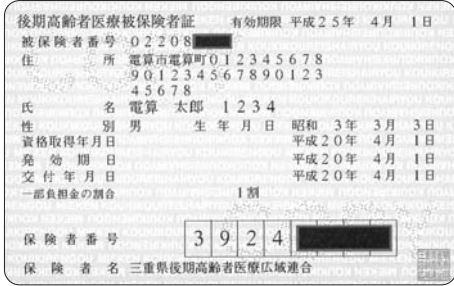


# 重要です! よくお読みください!

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

### 8月1日から保険証が変わります 新しい保険証は薄い緑色



保険証の有効期限: 7月31日

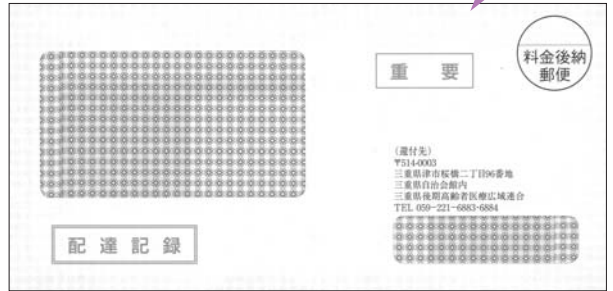
75歳以上の方(65歳以上で一定の障害があり制度に加入する方を含む)

間違えて捨てないでくださいね!

### 薄いピンク色の封筒で7月下旬に 配達記録郵便<sup>※</sup>で送付します。

(配達記録郵便: 直接手渡しで配達されるもので、不在の場合は郵便局での保管となります)

※平成19年中の所得等に基づき窓口負担割合を決定しますので、負担割合が変更になる場合があります。



### 7月中旬に保険料額と納付方法をお知らせします。(通知)

保険料額と納付方法	

#### 保険料ってどのように決められているのでしょうか?

保険料額(年額)は、対象者に等しく負担していただく均等割と、対象者の所得に応じて負担していただく所得割の合計額になります。所得割の額は、対象者本人の基礎控除後の総所得金額などをもとに計算されます。なお、均等割額、所得割率は県内すべて均一です。

《平成20・21年度の保険料》

1人当たりの

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額 } 36,758\text{円} + \text{所得割額 } \text{基礎控除後の総所得金額} \times 6.79\%$$

※この場合の所得金額は、平成19年中の総所得金額-33万円(基礎控除額)で算定されます。

保険料は、長寿医療制度に加入する方一人ひとりに対して保険料を計算し、納めていただくこととなります。

#### 保険料の納付方法

原則として年金からの天引き(特別徴収)ですが、年金額が年額18万円未満の方、介護保険料と長寿医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)で納めることとなります。

#### ◆年金からの天引きの方(特別徴収)

保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額を通知します。

《年金から天引きの方の徴収月》

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

《特別徴収額の算定方法》

$$10\text{月} \cdot 12\text{月} \cdot 2\text{月の年金天引き額} = \text{平成20年度保険料(19年中の所得を基礎)} - 4\text{月} \cdot 6\text{月} \cdot 8\text{月の年金天引き額(18年中の所得を基礎とする仮徴収額)}$$

#### ◆納付書または口座振替の方(普通徴収)

保険料額決定通知書と納付書を送付します。

《納付書または口座振替の方の納期》

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月